

平成 25 年度  
「リサーチ・アドミニストレーターを育成・確保するシステムの整備」  
(研修・教育プログラムの作成)

# 8.大学における 安全保障輸出管理

---

九州大学 国際法務室 助教

佐藤 弘基



## 目次

シラバス .....	1
1 安全保障輸出管理概論 .....	2
1.1 安全保障輸出管理制度の目的 .....	2
1.2 国際輸出管理レジームと我が国の法体系 .....	4
1.2.1 概要 .....	4
1.2.2 リスト規制 .....	5
1.2.3 キャッチオール規制 .....	7
1.2.4 例外の確認 .....	8
2 大学における安全保障輸出管理 .....	10
2.1 大学での安全保障輸出管理 .....	10
2.2 大学の管理体制について .....	11
2.3 留学生の居住性について .....	12
2.4 検討事例 .....	12
3 大学を取り巻く安全保障上の課題 .....	15
3.1 留学生等の受け入れにかかる安全保障問題 .....	15
3.2 大学が安全保障輸出管理に取り組む意義 .....	16
参考文献 一覧 .....	18
著者略歴 .....	20

## シラバス

研修科目名	大学における安全保障輸出管理
形式	講義 1 回
目的 及び概要	研究者が行う国際的活動をコンプライアンス面から支援できるよう、安全保障輸出管理理論の概論と大学で行う上での課題等を把握する。 この講義だけで安全保障輸出管理を十分に理解することは難しく、また国際情勢等に照らして国の方針や制度が改正されることもある。そのため受講者には政府等関係機関や大学独自が行う安全保障輸出管理に関する説明会等を年 1 回は受講し、十分な支援ができるよう継続した知識の習得を各自で行うよう心がけていただきたい。
キーワード	安全保障輸出管理（貿易管理）、大量破壊兵器、外為法、貨物の輸出、技術の提供、リスト規制、キャッチオール規制、外国ユーザーリスト、該非判定、大学の管理体制、留学生等の入口管理
計画	1. 安全保障輸出管理概論 2. 大学における安全保障輸出管理 3. 大学を取り巻く安全保障上の課題
達成目標	安全保障輸出管理の概論や頻繁に使用する専門用語を正確に理解し、大学が行う輸出管理実務のサポートができること。
教材・資料	
講師プロフィール※	安全保障輸出管理実務担当者等
対象レベル※※	初級
想定される予備知識	大学学士課程修了程度

※ 想定する講師のイメージ、要件

※※ 初級：経験年数 1～5 年\*、中級：5～10 年、上級：10～15 年以上（スキル標準による定義）\*経験年数は、エフォート率 30～50%を想定

# 1 安全保障輸出管理概論

## 1.1 安全保障輸出管理制度の目的

国際社会は古くから大量破壊兵器の戦争における使用禁止や不拡散に向けた取り組みを行ってきた。まず 19 世紀終わりから、大量破壊兵器に対して国際的な枠組みのもとで規制する機運が高まり、1899 年の第 1 回ハーグ万国平和会議において化学兵器に関する条約が成立した（「毒ガスの禁止に関するハーグ宣言」等）。しかし 1914 年に勃発した第一次世界大戦において大量破壊兵器の使用を食い止めることができず、終結後から第二次世界大戦までの世界史的にはいわゆる戦間期と呼ばれる時代に、生物・化学兵器の使用を禁止したジュネーブ議定書（「窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及び細菌学的手段の戦争における使用の禁止に関する議定書」（1925 年））が作成された。だが、第二次世界大戦において核兵器というそれまでの生物・化学兵器よりもさらに無差別かつ残酷な手段が開発され使用されたことは、国際社会に対して大量破壊兵器の脅威を一層植え付けることになる。

第二次世界大戦後は国際社会全体に対する規制が厳しくなるというよりも、東西冷戦のなかで西側諸国の安全の確保と東側諸国に対する技術格差の維持という目的のために、西側諸国が自主的に大量破壊兵器に関する戦略物資や技術の輸出等規制を行うようになる。その西側諸国の枠組みはココム（対共産圏輸出統制委員会）規制と呼ばれる。

1980 年代後半から、東ヨーロッパ諸国における共産党体制の倒壊、ベルリンの壁の開放による東西ドイツの統一、ソビエト連邦（ソ連）の崩壊など歴史的な大事件が立て続けに発生し、東西冷戦は終焉することになる<sup>1</sup>。

だがそれで国際社会から大量破壊兵器の脅威が消え去ったわけではない。大量破壊兵器の脅威が二大国の枠組みを飛び出し世界中の国家や非国家主体（テロリスト）に移り、東西冷戦の時代よりもさらに国際的な緊張をもたらしているのが現在の国際情勢である。パキスタンやイランの核市場・核開発問題、北朝鮮のミサイル・核実験のみならず、米国の同時多発テロ、炭疽菌テロ、欧州の列車爆破

---

<sup>1</sup> もっとも 1989 年に地中海のマルタで行われた米国・ソ連両国の首脳会談（マルタ会談）をもって東西冷戦は終結しており、ソ連は 1991 年に崩壊した。なおココムの解散は 1994 年である。

テロ、日本の地下鉄サリン事件など、一般社会をターゲットにした活動が頻発することをみても、大量破壊兵器は国家間の戦争だけでなく、一般人の日常生活に対しても脅威になってしまっていることが想像できるだろう。いまの国際社会は、より一層団結して安全を維持していくことが求められる時代になっているのである。

これら国際社会の安全を維持するには、世界を包含するような超国家機関が存在しない以上、国際社会を構成する主体である各国家が国際法等で協調を保ちつつ措置を講じることに期待するほかない。コム規制を含め、国際的な安全保障に寄与するために各国家が行っている輸出の管理を「安全保障輸出管理」と呼んでいる。

先進国で製造された先進的で高度な工業品や新たに開発された先端技術等が、脅威となる国や団体等に渡り、大量破壊兵器等の開発に軍事転用されてしまうことは防がなくてはならない。それだけでなく、第三国を迂回してそれらの手に渡ることも防止する必要がある。そのため、安全保障輸出管理では輸出の相手先ではなく、輸出する物や技術を重視する。また、民生用途で輸出したものであっても、受け取った側が大量破壊兵器（核・化学・生物兵器、それらを運搬するミサイル）の開発等（開発、製造、使用もしくは貯蔵）の懸念用途に転用することも考えられる。そのため、対象となる物や技術は全分野全品目となる。すなわち各国家は、先進国の物や技術から国際的脅威が生まれることを未然に防ぐために全世界向けの全輸出を管理の対象とし、予め定めた枠組みのなかで安全保障輸出管理を行っている。



図 1.1 安全保障輸出管理の対象

## 1.2 国際輸出管理レジームと我が国の法体系

### 1.2.1 概要

各国家が協同で取り組む国際的な安全保障の枠組みは、「核兵器不拡散条約：NPT（Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons）」「生物兵器禁止条約：BWC（Biological Weapons Convention）」「化学兵器禁止条約：CWC（Chemical Weapons Convention）」という3つの国際条約を柱としている。

これらを補完する仕組みとして、先進国を中心に構成される輸出管理レジームが以下のように構築されており、これらのレジームに参加する各国家は、定められる内容をもって自国での管理基準に組み入れることが求められる。

- ① 核兵器関連-原子力供給国グループ：NSG（Nuclear Suppliers Group）
- ② 生物・化学兵器関連-オーストラリア・グループ：AG（Australia Group）
- ③ ミサイル関連-大量破壊兵器の運搬手段であるミサイル及び関連汎用品・技術の輸出管理体制：MTCR（Missile Technology Control Regime）
- ④ 通常兵器関連-通常兵器及び関連汎用品・技術の輸出管理に関するワッセナー・アレンジメント：WA（The Wassenaar Arrangement on Export Controls for Conventional Arms and Dual-Use Goods and Technologies）

我が国では「外国為替及び外国貿易法（外為法（がいためほう））」という法律とそれに付随する政令、省令等によって、これらを基準とした安全保障輸出管理を輸出者自身が事前に行う義務として定めている。

外為法は「国際的な平和と安全の維持を妨げることとなる」と認められる「貨物の輸出」（外為法第48条）や「技術の提供」（同第25条）を行う場合には、経済産業大臣の許可を受けなければならないとする。必要な許可を受けずに輸出等を行う等、外為法に違反した場合には、罰則として10年以下の懲役、1000万円（または取引額の5倍）以下の罰金等のほか、法人には輸出等の国際取引禁止という行政罰が科せられる可能性がある。無論これら法に基づいた処罰だけでなく、反社会的な行為に加担したとしてマスコミ等による社会的非難を受けることにもなるだろう。

何が「国際的な平和と安全の維持を妨げることとなる」のかは、外為法に基づく政令（輸出貿易管理令、外国為替令）、省令・告示（貨物等省令など）、通達（運用通達など）を適切に理解して輸出者自身が判断しなくてはならない。輸出者には、政令、省令等で大量破壊

兵器・通常兵器およびそれらの製造・設計・使用等に用いられる貨物や技術をリスト化したものを基準にした管理（リスト規制）に加え、リスト規制に当たらない貨物・技術であっても大量破壊兵器の開発等に関連する取引などを「キャッチオール規制」の対象として、必要な場合には輸出等取引を行う前に経済産業大臣の許可を取得しなければならない。一方で輸出管理レジームに参加するなど厳格な安全保障輸出管理体制を構築している国を「ホワイト国（米国、欧州、韓国等の27カ国）」といい、それらの国への輸出はキャッチオール規制の対象外としている。ホワイト国であってもリスト規制に従った管理はしなければならず、輸出管理の対象から外されるというわけではないことには注意したい。

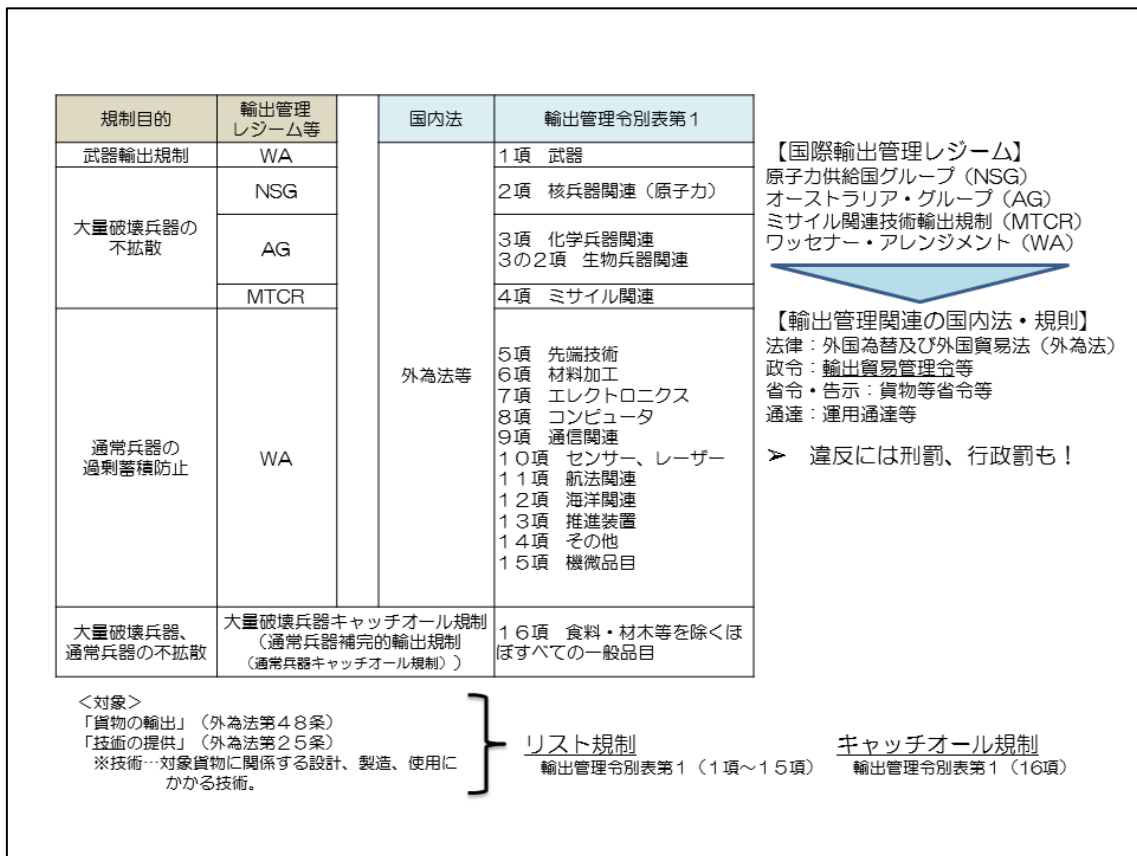


図 1.2 国際輸出管理レジームと我が国の法体系

1.2.2 リスト規制

貨物や技術がリスト規制・キャッチオール規制に該当するか否かを輸出者自身が確認し判定する。その作業を「該非判定」という。

以下では「重力計」の輸出を例に該非判定方法を説明する（図 1.3 下段を参照）。

まず政令である輸出管理令別表第 1（以下、単に「別表第 1」という。）のなかで「重力計」がどの項に属するのかが確認する。確認



の仕方は、経産省のホームページにある「貨物・技術のマトリクス表」(エクセル)を使用するのがよい<sup>2</sup>。または一般財団法人安全保障貿易情報センター(CISTEC)が出版する『項目別対比表』や『パラメータシート』等を活用することも有効である<sup>3</sup>。これらのツールを用いて「重力計」が別表第1の10項(10)に掲載があることを確認する。対象とする貨物に関係する用語をすべて入力して、ツールで導かれる項番を一つずつ丁寧に確認することが肝心である。とくに研究資機材等を輸出する場合は、別表第1のどこかの項に該当するものだという意識をもって検索するように心がけたい。

ホームページで確認した場合、別表第1の各項番に対応する貨物等省令等(以下、「省令」という。)の条項も表示されているのでその箇所を確認し、輸出貨物を定められているスペックに照らして「該当」しているかどうかを判断する。「重力計」の場合、別表第1から省令第9条第1項第十二号が導かれ、「静止状態において…精度が10マイクロガル未満」まで測定できるスペックを持っていれば該当となる。

該当している場合には経済産業大臣の許可が必要になる。経済産業省のホームページから許可申請書をダウンロードし作成する(図1.3参照)。その際、該当する項番によって輸出や貨物に関する資料等の添付が求められることもあるので、それら指示に従って用意しておく。

なお、別表第1のすべての項番に当てはまらない、また当てはまっても省令で定めるスペックに該当しない場合には「非該当」という判定ができ、許可取得が不要な貨物と理解することができる。

輸出をする貨物が市販品であれば、自らが具体的な該非判定作業を行わなくても、製造メーカー(もしくは販売代理店等)に問い合わせをすることで「該非判定書」を入手できる場合がある。ただし外為法上の管理責任は輸出者自身(通常の場合は大学)にあるため、メーカーの該非判定書は大学が行う判定の参考資料にすぎないことに注意したい。メーカーの該非判定書が当該取引に適当なものであるかの確認と次項で説明するキャッチオール規制への対応は、大学が責任を持って行わなければならない。

---

<sup>2</sup> 経済産業省ホームページ「貨物・技術のマトリクス表」

([http://www.meti.go.jp/policy/ampo/matrix\\_intro.html](http://www.meti.go.jp/policy/ampo/matrix_intro.html) (平成25年10月確認))。使用方法等については当該ホームページを確認すること。

<sup>3</sup> CISTECの『項目別対比表』等を利用すると、別表第1の各項目に続く省令等も合わせて確認できる。

輸出管理令別表第1 1～15項

1項	武器	…鉄砲、軍用の細菌製剤、軍用探照灯等
2項	原子力	…核燃料物質、原子炉、人造黒鉛、直流電源装置等
3の1項	化学兵器関連	…毒性物質の原料、耐腐食性の熱交換器、弁、ポンプ、反応器、貯蔵容器等
3の2項	生物兵器関連	…細菌製剤の原料生物、クロスフロー濾過器、凍結乾燥器、密封式発酵槽等
4項	ミサイル	…ロケット、無人航空機に使用できる集積回路、加速度計、風洞、振動試験装置等
5項	先端材料	…超電導材料、有機繊維、セラミック複合材料等
6項	材料加工	…数値制御工作機械、ロボット、測定装置等
7項	ILV投入	…高電圧用コンデンサ、集積回路、半導体基板、大容量電池、周波数分析器等
8項	コンピュータ	…高性能電子計算機
9項	通信関連	…暗号装置、特殊な通信装置等
10項	センサー	…センサー用光ファイバー、光学機器、特殊カメラ等
11項	航法関連	…慣性航法装置、衛星航法システムからの電波受信装置等
12項	海洋関連	…潜水艇、水中用のカメラ・ロボット等
13項	推進装置	…ガスタービンエンジン、人工衛星、無人航空機等
14項	その他	…粉末状の金属燃料、電気制動ジャッキ等
15項	機微品目	…電波の吸収材、水中探知装置等

輸出する貨物がどの項に属するのかを確認。★経済産業省HPの「貨物・技術のマトリクス表」等を活用

「輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（貨物等省令）」

輸出する貨物について輸出管理令別表第1のどの項にあたるのかを確認し、貨物等省令が定める規定（経済産業大臣の許可が必要になるスペック）に照らして確認・判定する。

➤ その確認作業と次のキャッチオール規制の確認をあわせて「該非判定」という。

例) 「重力計」の輸出

別表第1 10項(10) ➡ 省令第9条  
 十二 重力計であって、次のいずれかに該当するもの又は重力勾配計  
 イ 地上用に設計した重力計であって、静止状態において重力を測定する場合の精度が10マイクロガル未満のもの（ウォルドン型のものを除く。）  
 ロ ……

輸出する重力計が5マイクロガルまで測定できる高精度のものである場合は「該当」となり、経産大臣の許可が必要になる。

図 1.3 リスト規制

### 1.2.3 キャッチオール規制

キャッチオール規制では、リスト規制に該当しないと判断した貨物・技術であっても、その用途と需要者から大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがないことを確認することが求められる。対象となるのはホワイト国以外（以下、「非ホワイト国」という。）向けの輸出・提供のみである。なお、通常兵器キャッチオールについては国連武器禁輸国に輸出・提供する場合に限られる。用途確認、需要者確認という客観要件に加え、経済産業省からの通達によって許可取得が義務付けられるインフォーム要件もある。とくに需要者要件については「外国ユーザーリスト」を確認するように注意する必要がある、それらに輸出・提供をする場合は許可取得が義務づけられる場合があるが、その一方で外国ユーザーリストは取引禁止リストではないことを理解しておきたい。外国ユーザーリストは毎年のように更新されており、11カ国地域の452組織（2013年10月現在）が掲載されている。その中には民間企業だけでなく、公的な大学や研究所といった組織も含まれている。

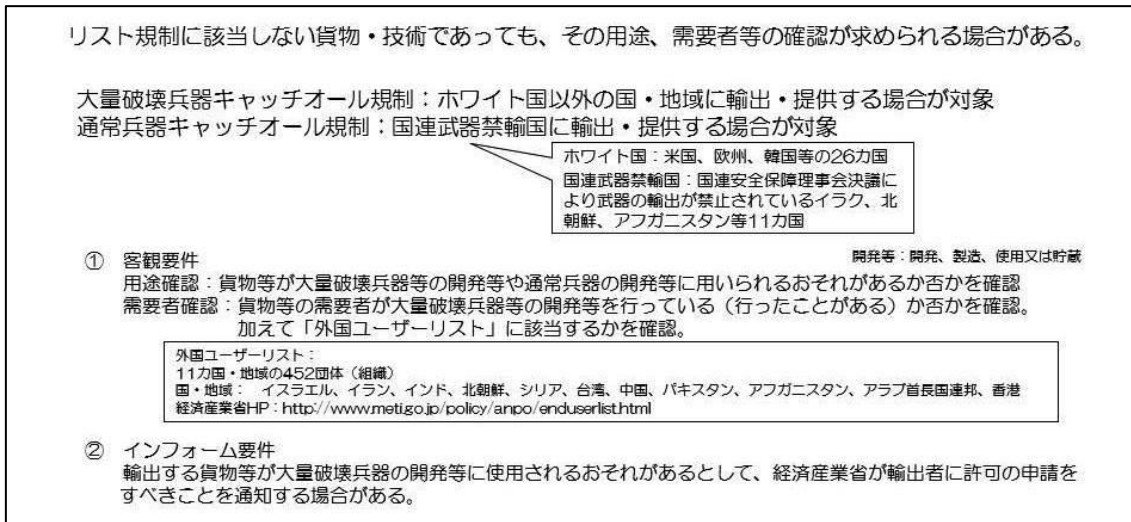


図 1.4 キャッチオール規制

#### 1.2.4 例外の確認

リスト規制、キャッチオール規制の該非判定を行い、仮に「該当」という結果になったとしても、少額特例等、場合によっては例外として許可申請をしなくてもよいとされる場合がある。例外については該当する項番や輸出先等の諸条件によって適用のされ方が異なるため、必ず大学の担当部署や経済産業省・経済産業局の窓口にご相談したほうがよい。とくに「基礎科学分野の研究活動<sup>4</sup>」には注意が必要である。

なお例外にも当てはまらない該当品については、経済産業省または各地経済産業局の窓口で許可申請を行う。該当する項番等により窓口が異なるため、申請の度に HP で確認をする。また許可を得るまでには長いものでは数カ月かかる場合もあるため、早めの申請を心がけたい。

<sup>4</sup> いわゆる役務通達においては、「基礎科学分野の研究活動とは、自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的又は実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないもの」と定義されているが解釈が難しく利用するハードルは高い。

例外の確認：該非判定の結果「該当」となった場合であっても許可が不要となる場合がある。  
(ただし武器(別表第1の1項)には適用されない。)

例) 貨物の輸出→ 少額特例、部分品特例など。

技術の提供→ 輸出する貨物の据付・操作・保守・修理の必要最小限の技術の提供、公知の技術の提供、基礎科学分野の研究活動における技術の提供など。

「該当」の場合は経産省に許可申請をする。該当する項番等により、申請する窓口(本省安全保障貿易審査課または各地経済産業局)や提出する書類が異なるため、事前にHPで確認すること。

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/apply10.html>

図 1.5 例外の確認

## 2 大学における安全保障輸出管理

### 2.1 大学での安全保障輸出管理

もともと産業界で運用されていた輸出管理制度であるが、2005年以降、文部科学省・経済産業省から大学に対する輸出管理を徹底させるための周知・通達が複数回行われている。いままでも企業による不正輸出事件は多く報道されているが、今後は国際的な活動を活発化させる大学においても、安全保障輸出管理の事案でトラブルになることが懸念されるかもしれない。一方で大学は企業と異なり、仮に一大学で安全保障輸出管理に関する事件が発生すれば、それは当該大学だけではなく、我が国の大学が促進する国際化への指向性に対する社会の疑念が膨らむおそれもある。安全保障輸出管理は大学の安心安全な国際化を実現するために必須のものであるということを、十分心がけて対応していく必要がある。

ここで大学の安全保障輸出管理において、対象事例となるものを確認しておく。

まず「貨物の輸出」について確実に理解すべきことは、物を一つでも国外に持ち出す行為、たとえば飛行機の手荷物だとしても安全保障輸出管理の対象となることである。持ち帰ることが分かっている管理しなければならない。持ち出す研究者自身しか使わない携帯電話等のいわゆる日用品は例外として扱っても構わないが、研究資機材を持ち出す場合は、その用途が自身の研究であったとしても、必ず輸出管理を行うようにしたい。

「技術の提供」については、外国の研究者にデータを郵送したり e-mail 等で送信したりすることはもちろん、学内の研究室での指導として行う技術提供も輸出管理の対象となることに注意が必要である。たしかに、大学の研究者が日常的に行う留学生等への研究教育指導についても徹底して管理を行う必要があるのかどうかは検討の余地があり、政府と大学でも議論し尽くされていない問題であることは理解しておいてもよいが、各大学に安全保障輸出管理を所掌する部署と技術の提供に関するルールがあれば必ずそれに従う（輸出者等遵守基準（2010年4月1日施行）参照）。また、担当部署に問い合わせを行い、具体的にどの技術が管理の対象となるかを予め確認しておくことも重要である。

<p>&lt;貨物の輸出の例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 実験・研究用資機材（貨物）の輸送（運輸会社等を介して）</li> <li>● // の持ち出し（自らの手荷物として）</li> <li>● // の貸与</li> <li>● // のシンポジウムへの出品 等</li> </ul>	<p>相手先（大学、研究所、企業等）は関係なく、貨物が1つでも国境を越える場合が「輸出」となる。</p>
<p>&lt;技術の提供の例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● USBメモリ等の媒体を介した技術データの郵送・手渡し</li> <li>● e-mail等などによる無形データの海外送信</li> <li>● 外国人研究者（留学生等を含む）への直接の技術提供・技術指導</li> <li>● 貨物に付随させて行う技術の提供 等</li> </ul>	<p>相手先（外国人研究者、留学生等）や提供場所（大学の研究室、学会会場のロビー等）は関係なく、技術（情報）が非居住者に「提供」される場合が対象となる。</p>
<p>注意すべき分野として、原子力分野、航空宇宙分野、化学分野、生物学分野、精密工学分野、情報工学分野等が挙げられるが、学際領域での学術研究が盛んに行われている昨今では、分野を限定して管理対象を絞るのは適当ではないかもしれない。</p> <p>とくに学内で行われる留学生等への技術の提供については、通常の研究教育指導にどのように取り入れるべきなのか議論し尽くされているものではなく、現状の法体制での扱いが非常に難しくなっている。各大学それぞれでルールを定め運用しているため、懸念や疑問がある場合は、必ず担当部署に問い合わせを行うようにすること。</p>	

図 2.1 大学での安全保障輸出管理（対象となる貨物・技術の例）

## 2.2 大学の管理体制について

政府通達等に応ずる形で安全保障輸出管理の専門家を配置した独立部署を設置する大学も徐々に増えている一方、産学官連携や知的財産管理関連の対外的な活動をする部署、また国際的な活動を支援する部署等が兼ねて所掌する形をとる大学も多い。既存の部署に行わせる場合、それまでの活動に全学的なコンプライアンスの責任を付加することにもなり、両任務の相反関係から適切性に懸念が生じるかもしれない。しかしながら大学の安全保障輸出管理は大学の任務や意義の特殊性を理解して行うべきものであり、こと URA（University Research Administrator）には、その両面を併せ持ち大学の教員等の研究活動をサポートすることが求められる。そうした意味からも、国際化を推進する大学において、URA が安全保障輸出管理についてある程度の理解をすることは当然ともいえる。

一方で、安全保障輸出管理の法体系や該非判定等の具体的作業について、すべての URA が完全に熟知しておくことは期待されていないだろう。安全保障輸出管理には法的、技術的に専門性が必要とされる場面も多くあり、中途半端な理解に基づく判断では事故になるおそれもある。URA は教員等に注意を促して実際の案件をいち早く察知し、それら業務のサポートのために学内の専門家や担当部署とのパイプ役になることが望ましい。

### 2.3 留学生の居住性について

我が国に入国する外国人は入国後6カ月経った時点から「居住者」という扱いになり、外為法等経済分野に係る法律などでは日本人と同等に扱われることになる。そのため、その期間を過ぎた外国人留学生や研究者に技術を提供する場合には、外為法に基づいた該非判定等の管理をしなくてもよいことになる。

しかし、帰国することが前提の留学生や研究者に対して、例えば大量破壊兵器に関係する機微技術を積極的に提供することが社会通念上適当かどうかは十分気をつけなければならないだろう。法律に反していないから問題ないとするのはコンプライアンス上も適切ではない。懸念が生じた場合には、教員等や URA 個人の判断で解決するのではなく、大学の担当者・担当部署に相談することが重要である。

一方で、外為法上、日本人であっても外国の大学でポジションを得た研究者は「非居住者」として扱われる。一時帰国して大学の教員等と一緒に研究する場合には注意したい。

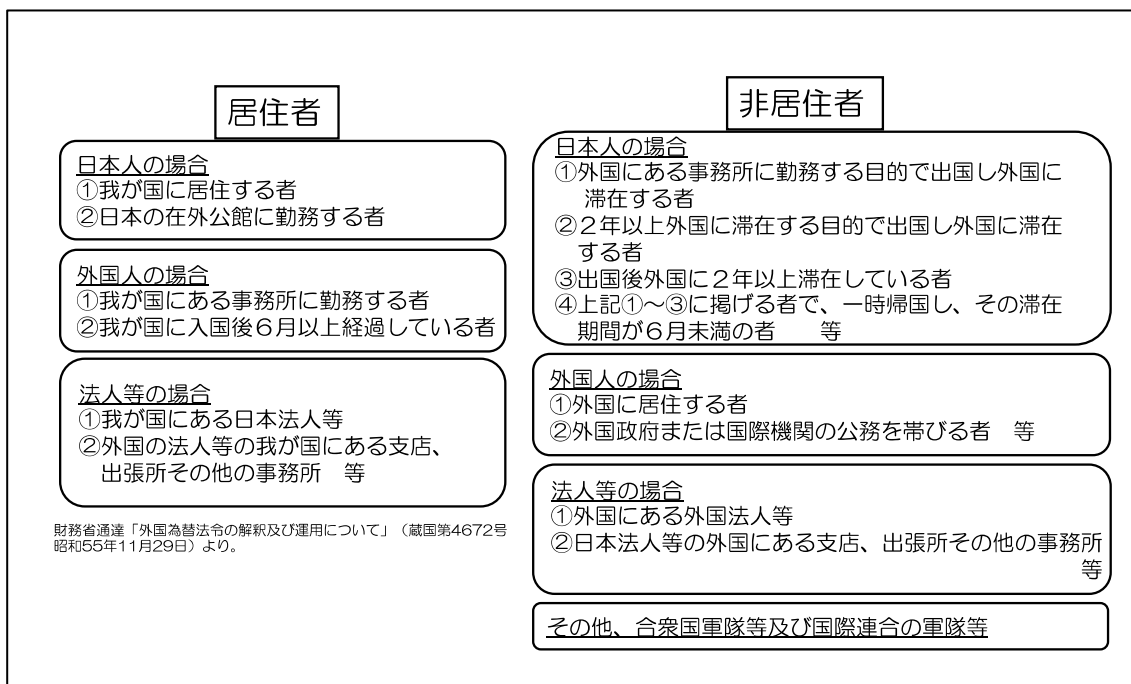


図 2.2 留学生の居住性について (居住者・非居住者の定義)

### 2.4 検討事例

さて、大学の安全保障輸出管理について概要を理解した上で、以下の事例を検討してみたい。URA には、安全保障輸出管理(この場



合は「該非判定」を指している」と捉えて差し支えない。)がどの場面で必要になるのかを適確に理解し、それを教員等から専門部署等へ橋渡しすることが求められる。以下の事例では、A教授に注意を促すという観点からそれぞれ何が「貨物の輸出」「技術の提供」に当たるのか(何が安全保障輸出管理の対象となるのか)を考えてもらいたい。

事例1)

A教授は重力計を用いた観測を行うためにインドネシアに渡航する。重力計の本体は運送会社を手配し発送し、一部精密機器については取り外してA教授が航空機の手荷物として運ぶ。インドネシアでは、重力計の使用方法を現地大学の研究員B氏に付属マニュアルに基づいて教え、操作を任せることになる。同時に抽出したデータの解析も行ってもらい。解析した結果をA教授が普段研究室で使用しているノートパソコンに移して帰国する。

事例2)

帰国したA教授は研究室の中国人留学生C氏に解析結果を渡し、C氏の博士論文の一部にするよう指導した。C氏は、自身の博士論文に係る研究とは別に、知人を介して自国の原子力関連の研究所からの要請を受け、原発設計にかかるデータの解析を大学のスパコンを用いて行いたいとA教授に相談する。原子力関連はC氏の研究テーマとは全く異なっている。



写真：絶対重力計  
(国土交通省国土地理院のHPより)

### 図 2.3 検討事例

事例1は、1.2.2で取り上げた重力計を対象とした事例である。「貨物の輸出」と「技術の提供」が混在している。

事例2は「技術の提供」のみであるが、A教授としてだけでなく、大学として技術の提供を行う場面もあることに注意が必要である。

事例1の「貨物」は、重力計の本体、精密機器、ノートパソコンの3つである。該非判定をするとノートパソコンは非該当扱いになる可能性は高いが(2012年8月1日の政省令改正により、基本的には市販しているパソコン、タブレット、及び電子ブックリーダーはリスト規制非該当となっている。)、大学での物品管理の観点から、大学によっては一律に安全保障輸出管理の対象にもしている場合もあるため、大学のルールを確認する必要がある。重力計の本体は運送会社を介して輸出されることになるが、この場合も輸出者はA教



授が所属する大学となるため、出荷前に必ず輸出管理手続きを経る必要がある。精密機器も同様である。

また本事例での「技術の提供」は付属マニュアルになる。この付属マニュアルは、輸出する貨物の使用に必要な最小限の技術の提供になり例外扱いができると考えられるため、具体的な手続きは必要ないだろう。さらに細かく言うと、ノートパソコンにインストールされている技術（プログラムやデータ等）も国境を越えるので対象になりそうであるが、この技術には需要者（提供先）が存在しないことから、規制の対象外と理解しても問題はない（根拠：外為法第25条第1項）。

事例2は貨物の輸出はなく、「技術の提供」のみが対象となる。C氏に渡す解析結果、大学のスパコンからC氏を介して中国に渡る原発設計に係るデータ、それとC氏が使用するスパコンの使用技術が安全保障輸出管理の対象となる。論文になることが前提の解析結果は、その質から考えても「基礎科学分野の研究活動」の例外として扱える余地があるかもしれないが、それぞれの大学で確認のためのルールが用意されていればそれに従う。繰り返しになるが、自身の判断のみに頼るのは危険であることを理解しておきたい。スパコンから出てきた解析結果は、大学からC氏を介して中国に提供されることになるため、技術の提供の対象となる。同様に、C氏がスパコンを扱うことにも注意したい。スパコンの使用については、通常は大学ごとに厳重にルールが定められており、それらを必ず確認しなければならない。安全保障輸出管理上は、居住性に依拠してC氏が入国後6カ月を超えて法的に「居住者」としての身分を確立しているのであれば管理不要としている大学もあるが、スパコンの使用方を教授することも技術の提供の範疇に含まれる可能性があることも理解しておきたい。

### 3 大学を取り巻く安全保障上の課題

#### 3.1 留学生等の受け入れにかかる安全保障問題

安全保障輸出管理を行う上で大学特有の問題として懸念されるものが、大学に留学生や研究員を受け入れるときの管理(「入口管理」)である。安全保障の観点から留学生等を対象に行う管理を時系列に並べると、政府が行う入国管理に続いて大学での「入口管理」があり、その後の留学生等に対する技術の提供の管理に当たる「中間管理」がある。「出口管理」は、それら留学生が帰国する際に持ち出す貨物や技術や帰国後に予定される動向を確認すること、また不法残留者を発生させない在籍管理の問題が、それに当たる。在籍管理の必要性は政府からも通達等で強く言われており、また帰国時の貨物・技術の管理については、いくつかの大学では制度として有効な手段を講じている事例も見られる。だが、とくに出口管理に関しては、結局は留学生本人やそこに関係する研究者等指導者のモラルに頼らざるを得ない実情もあるのも確かである。

それに対して、受け入れ時の対応、すなわち入口管理については、留学生や指導者個人の責任にするのではなく、大学か国がある程度の責任をもって対応することが求められるだろう。中間管理を厳格に行ったとしても国や国際に及ぼす安全保障上のリスクを完全に防げるわけではない。中間管理の負担を軽減する意味でも入口管理を実施することは有効な対処法となる。実際、安全保障上の受入基準を設ける等、入口管理に積極的に取り組む大学も増えてきているが、トラブルが発生した時に政府の行う入国管理との関係をどのように考えるのかについては、きちんと精査されていないことが問題視されている。純粹に学びたいという気持ちで日本の大学への留学を希望する学生に対して、形式的な安全保障上の管理を目的としてそれを拒否することが適当なのか、入口管理を大学が行うことの是非から検討する必要もあるだろう。

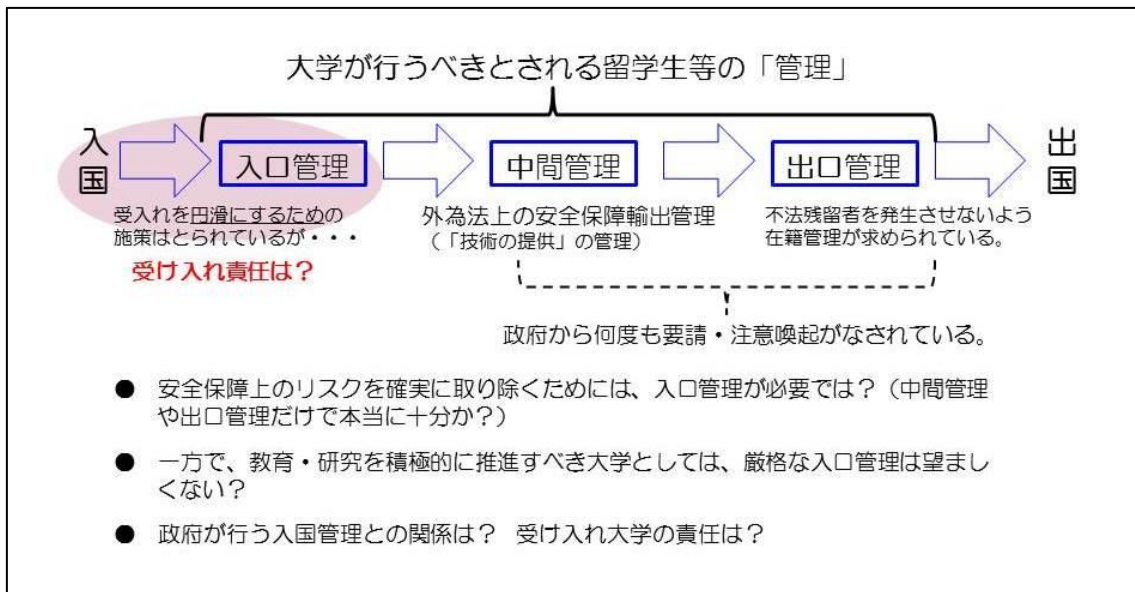


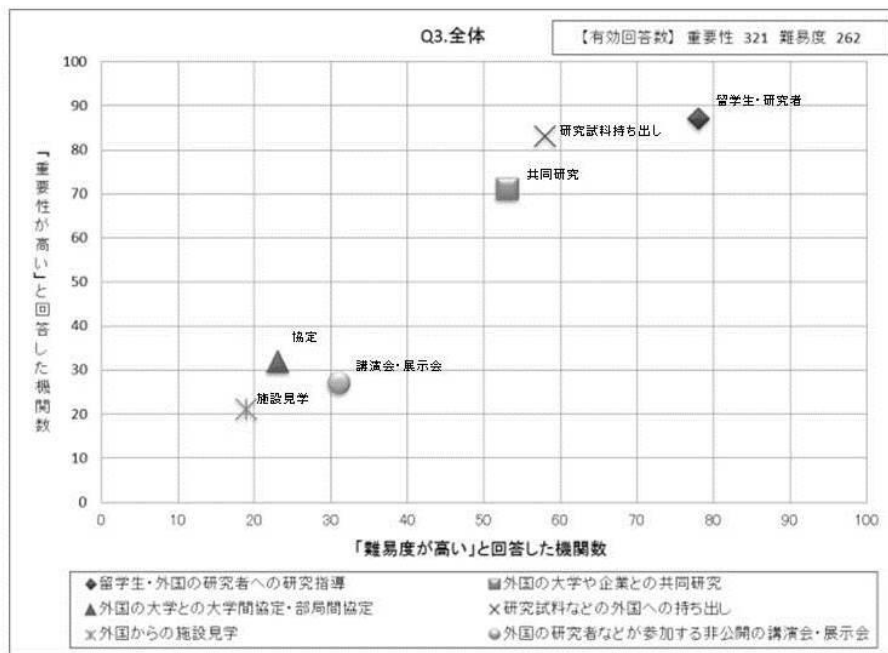
図 3.1 留学生等の受け入れにかかる安全保障問題

### 3.2 大学が安全保障輸出管理に取り組む意義

いずれにしろ、安全保障輸出管理の問題、とくに入口管理の問題は、一大学だけで解決できるようなものではない。国や国際の安全のために行うことを前提に考えると、やはり国の指針等がなければ大学としては動きにくい実情がある。だからといって、受け身の姿勢で指針を待てば十分かということ、国際化を掲げる大学としてはより積極的かつ自発的に対応を検討していくことも重要であろう。

各大学を対象にした UCIP（国際・大学知財本部コンソーシアム）によるアンケート調査の結果を見ると、留学生の問題や研究材料の持ち出しの管理への対応は、大学として対応する難易度が高いのと同時に重要度も高いという意識が各大学にあることがわかる。国際的な共同研究での安全保障輸出管理にも同じ事がいえる。いずれも大学の国際化や教育研究の高度化を安全に進めるうえで欠かせない要素であり、それについて高い意識を持っていることは安全保障輸出管理に寄与するうえで大切なことである。

適切な安全保障輸出管理は大学のコンプライアンスの問題として対応することはもちろん、教員等が行うそれぞれの研究教育を安全な方向に導き、かつスムーズに行えるようサポートする URA の理解と力を欠かすことはできない。



国際・大学知財本部コンソーシアム (UCIP) 法務調査研究部門『大学・研究機関を対象とした安全保障輸出管理に関する調査報告書』(2012年7月)より抜粋。

図 3.2 大学の安全保障輸出管理に対する意識—難易度と重要性の観点から (UCIP によるアンケート結果)

## 参考文献 一覧

### 引用文献

経済産業省貿易管理部『安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドンス（大学・研究機関用）改訂版』経済産業省、2010年  
([http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf) (2013年12月確認))  
国際・大学知財本部コンソーシアム(UCIP)法務調査研究部門『大学・研究機関を対象とした安全保障輸出管理に関する調査報告書』UCIP、2012年  
(<http://www.ucip.jp/modules/tinyd2/index.php?id=1> (2013年12月確認))

### 参考文献

田上博道・森本正崇『輸出管理論—国際安全保障に対応するリスク管理・コンプライアンス』信山社、2008年  
株東芝輸出管理部[編]『キャッチオール輸出管理の実務[第3版]』日刊工業新聞社、2010年  
阿部達也『大量破壊兵器と国際法—国家と国際監視機関の協働を通じた現代的国際法実現プロセス—』東信堂、2011年  
特定非営利活動法人産学連携学会『研究者のための安全保障貿易管理ガイドライン』産学連携学会、2011年(<http://j-sip.org/info/anzenhoshou.html> (2013年12月確認))  
特定非営利活動法人産学連携学会『安全保障貿易に係る自主管理体制構築・運用ガイドライン』産学連携学会、2011年(同上URL(2013年2月確認))

### 主な実務関連ツール

経済産業省「貨物・技術のマトリクス表」([http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix\\_intro.html](http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html) (2013年10月確認))  
『輸出貿易管理令別表第1・外国為替令別表 項目別対比表2012』一般財団法人 安全保障貿易情報センター(CISTEC)、2012年  
『ゼロから学ぶ安全保障貿易管理の〈寺子屋塾〉第2巻』一般財団法人安全保障貿易情報センター(CISTEC)、2012年  
『輸出管理関係法令の道しるべ[改訂第13版]』日本機械輸出組合、2012年

『安全保障貿易管理関連貨物・技術リスト及び関係法令集[改訂第18版]』日本機械輸出組合、2012年

『輸出令別表第1・外為令別表用語索引集[改訂第18版]』日本機械輸出組合、2012年

## 著者略歴

佐藤 弘基

九州大学国際法務室助教 兼 九州大学学術研究推進支援機構リサーチ・アドミニストレーター

- 2000年 九州大学法学部卒業  
九州大学大学院法学府修士課程入学
- 2004年 九州大学大学院法学府修士課程修了（法学修士）  
九州大学大学院法学府博士課程入学
- 2005年 複数校で非常勤講師（国際法、特許法、憲法等）（～現在）
- 2007年 九州大学大学院法学府博士課程単位取得退学  
九州大学知的財産本部国際産学官連携センター学術研究員
- 2009年 九州大学大学院経済学府産業マネジメント専攻入学
- 2011年 九州大学大学院経済学府産業マネジメント専攻修了（経営修士 MBA）  
九州大学国際法務室学術研究員（国際法務・安全保障輸出管理担当）
- 2014年 九州大学国際法務室助教 兼 九州大学学術研究推進支援機構リサーチ・アドミニストレーター

タイトル 文部科学省「リサーチ・アドミニストレーターを育成・確保するシステムの整備」(研修・教育プログラムの作成)  
講義教材「8.大学における安全保障輸出管理」

著者 佐藤 弘基

監修 学校法人 早稲田大学

初版 2014年2月28日

本書は文部科学省「リサーチ・アドミニストレーターを育成・確保するシステムの整備」(研修・教育プログラムの作成)事業の成果であり、著作権は文部科学省に帰属します。